

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）					
地区名	八開地区					
事業箇所	愛西市川北町、鶉多須町、藤ヶ瀬町、給父町					
事業のあらまし	<p>本地区は愛西市北部の旧八開村に位置し、木曾川左岸に広がる低平地で、184ha を受益区域とした水稻を中心とする優良な農業地域である。</p> <p>本施設は一級河川木曾川にある木曾川大堰を用水源とした海部幹線水路から取水している開治支線水路と藤ヶ瀬支線水路で、昭和 47 年度から昭和 48 年度に建設された鉄筋コンクリート開水路及び鉄筋コンクリート管水路である。</p> <p>本地域を含めた尾張西部地域では地盤沈下が著しく、昭和 48 年ごろをピークに急速に進行した。その後、地下水採取規制の結果、地盤沈下は鈍化の傾向にあるものの、現在でも地盤は、わずかながらも沈下し続けている。</p> <p>こうした地盤沈下の影響により、本施設は建設当時の通水能力を確保できなくなり、必要な用水量を送水することが困難な状況となっている。</p> <p>また、通水能力の不足により水管理等に要する労力が増加してきている。</p> <p>このため、機能低下している本施設を改修することにより、通水能力を回復して必要な用水量を確保し、農業経営の安定化を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>農地への必要な用水量を確保し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	939 百万円		■工事費 831 百万円、■用補費 15 百万円、■その他 93 百万円			
事業期間	採択予定年度	平成 26 年度	着工予定年度	平成 27 年度	完成予定年度	平成 31 年度
事業内容	<p>用水路工</p> <p>・FRPM管（φ800～1000mm） 2,391m</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地域は水稻を中心にレンコン、大根、イチゴ等の栽培が盛んな農業地帯であり、用水は、一級河川木曾川にある木曾川大堰を用水源とした海部幹線水路から取水し、本施設により供給されている。</p> <p>本施設は昭和 47 年度から昭和 48 年度にかけて建設されたが、本地域を含めた尾張西部地域では昭和 48 年ごろをピークに地盤沈下が急速に進行したため、施設の不等沈下等により建設当時の通水能力が確保できなくなり、必要な用水量を送水することが困難な状況となっている。</p> <p>また、通水能力の不足により水管理等に要する労力が増加してきている。</p> <p>このため、機能低下している本施設を改修し、通水能力を従前の状態に早急に回復することにより必要な用水量を確保する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農業用水を本施設に依存する地域であり、機能低下した用水路の改修により、通水能力を回復する必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="4">809</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←→					工事		←→				・用水路工		←→				事業費（百万円）		809				130
		H26	H27	H28	H29	H30	H31																																	
	工種 区分	調査・設計	←→																																					
		工事		←→																																				
・用水路工			←→																																					
事業費（百万円）		809				130																																		
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																							
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																						
	【理由】	事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																						
III 対応方針																																								
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①～②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																								
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 事業完了後5年間の営農状況（単収、作付け面積等）を確認する。																																								